

# 一般社団法人日本ポーカー振興協議会 会員規約

2025年10月2日 制定

## 第1章 目的・適用等

### 第1条(目的)

本規約は、一般社団法人日本ポーカー振興協議会(以下「本会」という。)の会員に関する事項について規定する。

### 第2条(本規約の適用)

本規約は、本会の会員となった全ての者に適用される。

### 第3条(本規約の変更)

本会は、合理的な施行日を定めた上で、事前に会員に通知することをもって、当該施行日付で本規約を変更することができる。

## 第2章 会員資格・入退会

### 第4条(会員資格・会員種別)

1. 本会の会員は、国内に主たる事務所が存在し、本会の目的に賛同する法人、組合その他これに準ずる団体、施設又は個人でなければならない。
2. 会員種別は、次の各号のとおりとする。
  - (1) 理事会員 本会の運営を担う法人
  - (2) 普通会員 本会の運営に協力する法人、組合その他これに準ずる団体又は個人
  - (3) 店舗会員 本会の運営に協力する店舗等の施設
  - (4) 賛助会員 本会を賛助する法人、組合その他これに準ずる団体又は個人
  - (5) 名誉会員 業界の発展に貢献した個人
  - (6) パートナー会員 本会と連携・協力する法人、組合その他これに準ずる団体
3. 会員種別は、入会希望者の希望を聴取した上で理事会において決定する。

### 第5条(入会)

1. 本会の会員になろうとする者は、本会が別途定める手続に従って入会を申し込み、理事会の承認を得なければならない。
2. 本会は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、前項の申込みを承認しないことができる。
  - (1) 本会が定める手続に従った入会申込みがなされていないと本会が判断するとき。
  - (2) 入会申込み時の申告事項に不実の記載があり、又はその疑いがあると本会が判断するとき。
  - (3) 当該申込者が第4条に定める入会資格を満たしていないと本会が判断するとき。
  - (4) 当該申込者が過去に本会から除名されたことがあるとき。
  - (5) 当該申込者、その役員若しくは経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団、準暴力団に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者を総称していう。以下同じ。)に該当し、若しくは反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又はそれらの疑いがあると本会が判断するとき。
  - (6) その他当該申込者を本会の会員とすることが不適切であると本会が判断するとき。
3. 第1項の申込みを行った者は、次の各号に掲げる日から本会の会員となるものとする。
  - (1) 理事会員、普通会員、店舗会員及び賛助会員 理事会の承認を受け、第6条に定める会費及び入会金の全額を支払った日
  - (2) 名誉会員及びパートナー会員 理事会の承認を受けた日

### 第6条(会費・入会金)

1. 会費は、一事業年度あたり次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 理事会員 50万円以上

- (2) 普通会員
    - a. 法人の場合 10万円以上
    - b. 個人の場合 3万円以上
  - (3) 店舗会員 3万円以上
  - (4) 賛助会員
    - a. 法人の場合 10万円以上
    - b. 個人の場合 1万円以上
  - (5) 名誉会員 なし
  - (6) パートナー会員 なし
2. 入会金は、原則徴収しない。ただし、本会を退会した者が再び入会する場合には、次の各号に掲げる入会金を徴収することとする。
- (1) 理事会員 5万円
  - (2) 普通会員
    - a. 法人の場合 2万円
    - b. 個人の場合 5千円
  - (3) 店舗会員、賛助会員、名誉会員及びパートナー会員 なし
3. 第1項の規定にかかわらず、1月以降に入会する会員については、初年度の会費を半額とする。
4. 第1項の規定にかかわらず、本会は、会員が本会の運営に多大な貢献をしたことその他の合理的な理由があると判断した場合には、理事会の承認を経て当該会員の会費を減額又は免除することができる。
5. 会員は、10月末日までに当該事業年度の会費を本会に納入しなければならない。ただし、事業年度の中で入会する会員は、理事会による承認を受けた月の翌々月の末日までに当該事業年度の会費を納入するものとする。
6. 本会に納入された会費については、如何なる理由(事業年度中に会員種別の変更があった場合、事業年度中に会員資格が停止された期間がある場合及び事業年度中に退会した場合を含む。)をもつても返還しないものとする。

#### 第7条(変更)

- 1. 会員は、その名称・氏名、主たる事務所の所在地・住所、主たる連絡先に変更があったときは、その都度、変更内容を速やかに届け出るものとする。
- 2. 会員が、前項の変更届を行わなかったことにより、不利益を被った場合でも、本会はその責任を一切負わないものとする。
- 3. 理事会員が他の会員種別への変更を希望するときは、変更希望事業年度の1か月前までに変更希望届を本会へ提出するものとする。
- 4. 普通会員又は賛助会員である法人が理事会員への変更を希望するときは、変更希望事業年度の1か月前までに変更希望申請を本会へ提出し、理事会の承認を受けるものとする。
- 5. 会員種別は、事業年度の初日を基準として事業年度単位で確定するものとし、事業年度の開始後に当該事業年度の会員種別を変更することができない。

#### 第8条(会員期間)

会員の会員資格は、第5条第3項で定める日から第11条第1項の規定に従い会員資格を喪失した日まで有効とする。

#### 第9条(会員資格の停止)

- 1. 会員が会費を滞納した場合、当該会員の会員資格は自動的に停止される。なお、事業年度中に会員資格が停止されている期間がある場合でも、当該事業年度における当該会員の会費は減額されないものとする。
- 2. 前項の規定にかかわらず、会費を滞納した会員が、本来の納入期限から2か月以内の日を指定して会費を支払うことを申し出た場合、当該申出を行った日から当該指定がされた日までの期間、当該会員の会員資格は停止されず、会員資格が認められるものとする。

#### 第10条(退会)

会員は、退会を希望する日の1か月前までに、書面又は電子メールにより届け出ることにより、同日付で本会を退会することができる。

#### 第11条(会員資格の喪失)

- 1. 会員は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、その会員資格を喪失する。
  - (1) 会員が退会したとき。
  - (2) 会員が第4条に定める入会資格を満たさなくなったとき。

- (3) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
  - (4) 会員が除名されたとき。
  - (5) 会員が6か月以上、会費を滞納したとき。
  - (6) 本会が解散したとき。
2. 会員が前項の規定により本会の会員資格を喪失したときは、本規約で定める場合を除き、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会員資格の喪失までに生じた原因に基づく義務(会費の支払義務及び損害賠償債務を含む。)は、これを免れない。

### 第3章 会員の権益・義務等

#### 第12条(会員の権益)

会員は、別表に掲げる権利を有する。

#### 第13条(会員の義務)

1. 会員は、本会の定款、本規約、社員総会の決議、理事会の決議その他本会の定める規則に従わなければならない。
2. 会員は、本会の活動及び運営に最大限協力するものとし、その活動又は運営に関し、本会の要請があった場合には、合理的に可能な範囲で最大限協力する。
3. 会員は、次の各号に掲げる行為を行わないものとする。
  - (1) 本会の名誉・信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
  - (2) 本会の目的に反する行為又はそのおそれのある行為
  - (3) 会員としての品格を損なう行為又はそのおそれのある行為
  - (4) 本会の円滑な運営・活動を妨げる行為、秩序・風紀を乱す行為又はそれらのおそれのある行為
  - (5) 本会に対して虚偽の申告又は届出を行う行為
  - (6) 本会から承認を得ずに、本会の名称を使用して本会としての活動を行うこと。
  - (7) 本会又は他の会員の秘密に属する情報を、不当な手段で入手し、又は許可なく複製・公開・配布・出版・販売すること。
  - (8) 第三者(他の会員を含む。)に対する、自らの会員としての地位又は本規約その他本会との間の合意に基づく権利義務の全部若しくは一部の譲渡、担保提供その他の処分又は承継

### 第4章 その他

#### 第14条(知的財産権)

1. 本会が、本会の活動の成果及び活動に関連して作成した成果物(本会の活動として会員が作成したものを含む。以下「本成果物」という。)に関する所有権、著作権その他一切の権利は、本会に帰属するものとし、会員は著作権法その他法令で明示的に許容される範囲を超えて、本成果物の利用等をしてはならないものとする。
2. 会員は、自らが本会の活動に関連して行った発言、提案又は提供した資料、データ、ソフトウェアその他一切の情報(以下「会員提供情報」という。)について、本会が存続する限り、無償で使用することを許諾するものとし、本会又は第三者に対し、著作者人格権その他の権利を行使しないものとする。
3. 会員は、第三者の知的財産権その他の権利を侵害して、本会に対して会員提供情報の提供等を行ってはならないものとし、会員提供情報の提供等に起因又は関連して第三者から知的財産権その他の権利の侵害に関する訴訟・クレーム等がなされる等して紛争が生じたときは、当該会員提供情報の提供等を行った会員の費用と責任において当該紛争を解決するものとし、当該紛争に起因又は関連して本会に生じた一切の損害、損失及び費用(訴訟費用、合理的な弁護士費用等を含む。以下「損害等」という。)を賠償するものとする。
4. 会員は、本会から合理的な要求があった場合には、本成果物に係る本会の権利を保全するために必要な協力をする。
5. 会員が会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有する。

#### 第15条(個人情報の取扱い)

本会は、会員に係る個人情報を個人情報の保護に関する法律その他の法令及び本会が別途定めるプライバシーポリシーその他の規則に従い、適切に管理するものとする。

#### 第16条(免責等)

1. 会員は、本会がイベント・セミナー等で提供した情報及び資料その他本会の活動に関連して会員が取得した情報、資料等について、本会がその正確性及び法令等への適合性について保証するものではないことを理解し、自らの判断によりその利用に関する判断等を行うものとし、その利用に起因又は関連して会員又は第三者が損害等を被った場合であっても、本会は一切の責任を負わないものとする。
2. 本会は、本会に故意又は重大な過失が存する場合を除き、本会の活動に関して会員間で生じたトラブル、紛争等について一切の責任を負わないものとする。

#### 第17条(通知等)

1. 本会から会員に対する通知は、原則として会員から届け出られた連絡先宛に書面、電子メールその他の方法により行うものとする。会員は、当該連絡先への通知がなされたことにより、本会から会員に対する通知がなされたものとみなし、会員が第7条第1項の規定に違反して連絡先の届出を怠ったこと等により会員に生じた不利益について本会が一切の責任を負わないことを予め承諾する。
2. やむを得ない事情があるときに限り、前項の通知に代えて本会のWebサイト上に公表することにより、公表から3日後にその内容の通知が会員に到達したものとみなす。

#### 第18条(準拠法・合意管轄)

1. 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 附則

1. (施行日) 本規約は、制定の日から施行する。
2. (現会員の扱い) 本規約制定の際現に会員である者は、理事会員とみなす。

# 別表

	理事会員	普通会員	店舗会員 賛助会員 名誉会員 パートナー会員
社員総会への参加・議決権、理事会への参加	可能	不可	不可
全体協議会・委員会への参加	可能	可能	原則不可
事務局への参加	可能	可能	不可
本会主催イベント・セミナー・活動報告会への参加、メールマガジン等の受領	可能	可能	可能